

横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者評価基準項目

| 選定基準                              | 審査の視点   | 配点 | 採点 |
|-----------------------------------|---|----|----|
| <b>1 団体の状況について（9点）【様式8】</b>       |   |    |    |
| (1) 施設の管理運営の基本方針                  | 本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的や役割を理解している</li> <li>・地域の特性を理解している</li> <li>・行政課題及び施策（スポーツ推進計画、健康福祉関連計画、区政運営方針等）について理解している</li> <li>・共創や協働の考え方を理解している</li> </ul>  | 3点 |    |
| (2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策            | 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえた目標が設定されている</li> <li>・目標に対し、具体的な実施策が策定されている</li> </ul>   | 3点 |    |
| (3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性）    | 天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績が示されている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に対する適切な人員体制（研修制度、公共サービス従事経験者、関連有資格者、就業規則等）の有無</li> <li>・経営体制、財務状況の健全性が確保されている</li> <li>・団体としての情報開示規定の有無</li> <li>・就業体制、福利厚生、労働法規遵守体制の有無</li> <li>・類似施設の管理運営実績があり、成果をあげている</li> </ul> | 3点 |    |
| <b>2 施設の平等・公平な利用の確保（10点）【様式9】</b> |   |    |    |
| (1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保             | 誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・平等利用堅持体制（人権研修等）の有無</li> <li>・子ども、高齢者、LGBT等へ配慮した提案がある</li> <li>・バリアフリー、ユニバーサルデザインの提案がある</li> <li>・特定の利用者だけでなく、多くの利用者が利用できる体制になっている</li> </ul>  | 4点 |    |
| (2) 多言語化に関する取組                    | 施設立地に配慮し、外国人利用者対応を踏まえた、多言語や多指向に対応する具体的な方策が示されている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・英語のみでなく、多言語化に関する提案がある</li> <li>・施設立地を理解した提案がある</li> </ul>  | 2点 |    |

|                                 |   |    |  |
|---------------------------------|---|----|--|
| (3) 障害者の利用支援に関する取組              | <p>障害者の利用支援に対して、具体的な提案がなされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初級以上の障害者スポーツ指導員の配置が示されている</li> <li>・障害者利用時の利用者支援体制が示されている</li> <li>・障害者向けのスポーツ教室等が計画されている</li> </ul>  | 4点 |  |
| <b>3 施設の効用の最大限発揮（22点）【様式10】</b> |   |    |  |
| (1) 利用者本位のサービス提供                | <p>利用者の利便性向上のための新たな取組み（キャッシュレス決済等）を実践・実行できる体制を有している。また、貸切・個人利用者に対しての支援策が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者要望を反映させる仕組みを有している（アンケート、対応公表）</li> <li>・利用者対応について提案がある（接遇、苦情受付、ワンストップサービス）</li> <li>・団体利用者の支援について提案がある</li> <li>・リピーターを増やすアイデアについて提案がある</li> <li>・個人利用者への支援の取組について提案がある</li> <li>・オンライン決済やキャッシュレス決済等の新たな提案がある</li> </ul> | 4点 |  |
| (2) 広報・利用促進活動                   | <p>実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PR活動の提案がある（利用案内、HP、広報誌等）</li> <li>・利便性向上、利用者還元について提案がある</li> <li>・最新の情報提供ができる仕組み</li> <li>・新しい利用者を発掘するためのアイデアの提案がある</li> </ul>   | 5点 |  |
| (3) スポーツ教室等の計画                  | <p>具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種目かつ多世代向けの教室が用意されている</li> <li>・多世代が交流できる教室が用意されている</li> <li>・スポーツ推進計画、健康福祉関連計画等が反映されたプログラムが計画されている</li> <li>・初心者が参加しやすいプログラムが計画されている</li> <li>・教室修了者が運動を続けられる支援が考えられている</li> <li>・施設利用の公平性が考慮されている</li> </ul>  | 5点 |  |

|   |   |    |  |
|---|---|----|--|
| (4) 自主事業の計画   | <p>利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的な自主事業計画を示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用拡大について提案がある（開館時間延長等）</li> <li>・新たな利用者の獲得について提案がある</li> <li>・スペースの有効活用について提案がある</li> <li>・利用者の利便性の向上策について提案がある</li> </ul> | 4点 |  |
| (5) 業務履行体制  | <p>安全かつ効率的な業務履行をできる体制を有している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正業務実施体制（人員配置、責任者の常時配置、業務委託）の有無</li> <li>・業務管理体制（本部のバックアップ体制）が適切である</li> <li>・研修計画（委託業務を含む）が適切である</li> <li>・経理体制が適切である</li> </ul>               | 4点 |  |
| <b>4 本市の重要施策を踏まえた取組（6点）【様式11】</b>                       |   |    |  |
| (1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。</li> <li>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</li> </ul>                              | 6点 |  |
| <b>5 管理運営経費（22点）【様式12】</b>                              |   |    |  |
| (1) 利用料金等収入増及び経費縮減への取組                                  | <p>利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルコスト（建築から解体までに係る全ての費用）縮減、省エネへの取り組みが提案されている</li> <li>・経費縮減方策の実効性がある</li> <li>・収入増加方策の実効性がある</li> </ul>                            | 8点 |  |
| (2) 施設の課題等に応じた費用配分                                      | <p>利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収支計画の根拠資料等が詳細に明記されている</li> <li>・予算配分が適切である（人件費、広報費、修繕費等）</li> <li>・効率的な経費の執行が示されている</li> </ul>                       | 8点 |  |
| (3) 適正な委託・調達・雇用   | <p>業務委託内容及び金額、事業者選定方法が適正に計画されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費用縮減の取組が示されている</li> <li>・市内中小企業を活用する取組が示されている</li> </ul>  | 4点 |  |

|                            |   |    |  |
|----------------------------|---|----|--|
| (4) 指定管理料の額                | 指定管理料の設定は、区が想定した金額以下となっているか。  | 2点 |  |
| <b>6 施設管理（10点）【様式13】</b>   |   |    |  |
| (1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮      | 施設の点検、清掃、外構植栽の管理等の予算について示されているか。また、地球温暖化対策等について示されているか。<br>・メンテナンス体制等の予算が適切である<br>・日常点検・法定点検等の履行の計画が適切である<br>・清掃及び外構植栽管理計画が適切である<br>・ごみ排出量削減や地球温暖化対策等の計画が適切である          | 5点 |  |
| (2) 修繕等への取組                | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画及びその予算が示されているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。<br>・修繕計画については、指定期間5年間を見据えた計画的な執行が考慮されているか                              | 5点 |  |
| <b>7 安全管理（6点）【様式14】</b>    |   |    |  |
| (1) 平常時の体制                 | 安全・安心に利用できる体制について示されている。事業体全体の危機管理体制について示されている。<br>・施設特性を理解した提案である<br>・保安警備の実施体制が適切である<br>・有資格者配置、教育体制が適切である<br>・区との連絡体制が適切である<br>・その他事件、事故防止策が適切である                    | 3点 |  |
| (2) 緊急時の体制                 | 緊急時の体制及び救急体制について示されている。また、補償体制について示されている。<br>・予防管理体制が適切である（マニュアル、避難訓練等の実施、研修の実施、警察、消防との連携等）<br>・AEDの設置計画及び点検内容、利用研修が適切である<br>・補償体制（損害賠償保険等）が適切である<br>・その他事件、事故防止策が適切である | 3点 |  |
| <b>8 地域との協力（14点）【様式15】</b> |   |    |  |
| (1) 地域支援                   | 地域におけるスポーツ振興事業の取組について具体的に示されているか。<br>・区民のスポーツ実施を支援し、活性化させる取組みが提案されている<br>・区体協の支援について、提案がある  | 7点 |  |
| (2) 地域連携・地域貢献              | 地域連携や地域貢献に対する取組について具体的に示されているか。<br>・地域の特性を理解し、特性に合わせた事業が提案されて   | 7点 |  |

|  |  |    |       |
|--|--|----|-------|
|  | いる<br>・市や区と連携した事業の提案がある<br>・地元還元策の有無<br>・地元住民の雇用計画について提案がある<br>・地元教育機関や商工団体等との連携提案がある  |    |       |
| <b>9 モニタリング（3点）【様式16】</b>                  |  |    |       |
| (1) 自己評価・第三者評価                             | 事業の評価を実行するとともに、PDCA マネジメント等の事業の改善<br>・提案内容の実施管理体制が適切である<br>・自己評価の取組の有無<br>・第三者評価への取組の有無<br>・利用者モニタリングの実施の有無<br>・評価の報告・公開及び活用方法の有無            | 3点 |       |
| <b>10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組（5点）【様式17】</b> |  |    |       |
| (1) 新型コロナウイルス感染症等への対応                      | ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る具体的な取組や考え方が提案されているか。（具体的感染防止対策、教室事業等実施時の工夫、料金収入減に対する対応策等）<br>・新型コロナウイルス感染症によって変化した社会や新しい生活様式を見据えた施設運営、事業展開の方針が示されているか。 | 5点 |       |
| <b>合計点数（107点）</b>                          |  |    |       |
| <b>11 その他特記加減点事項（10点～-5点）</b>              |  |    |       |
| (1) 市内中小企業等であるか                            | 市内中小企業等<br>・市内中小企業<br>・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体<br>※市内中小企業等とは、【参考】（1）と（2）とする<br>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。                  | 5点 | 5又は0  |
| (2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）                 | 管理実績が良好であるか<br>※第三期指定期間の管理運営実績の評価については、第三者評価機関の評価結果を基に、選定委員会で評価を行う。  | 5点 | +5～-5 |

※ 財務状況の評価著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計107点満点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

【参考】（１）市内中小企業

| 参考１ 企業等の分類 |  |
|------------|--|
| 市内企業       | 本店を横浜市内に有する企業<br>個人事業主にあつては主たる営業の拠点を横浜市内に有する者                |
| 準市内企業      | 営業所を市内に有しており、かつ、所管税務部局へ当該営業所の法人開設届出書を提出し、当該営業所に営業活動実態を有している者 |
| 市外企業       | 上記以外の者（企業）   |
| その他団体      | 社会福祉法人、NPO法人、外郭団体、区民利用施設協会など                                 |

| 参考２ 中小企業の定義 |   |
|-------------|---|
| 卸売業         | 資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人  |
| 小売業         | 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人  |
| サービス業       | 資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人 |
| 製造業その他      | 資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人  |

【参考】（２）地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体

次のア～ウの全ての条件を満たすかを確認する

ア 参考（１）の企業等の分類で「その他団体」であること

イ 当施設がある区に、団体の本部があること

ウ 団体の役員が区内の住民の半数以上で構成されていること